

石川県議会議員政治倫理要綱運用規程

(平成21年3月19日)

石川県議会議員政治倫理要綱運用規程（平成15年2月24日議会規程第1号）の全部を改正する。

第1 この規程は、石川県議会議員政治倫理要綱（以下「要綱」という。）の運用について定めるものとする。

第2 要綱第3の2に規定する行為規範の細部については、次のとおりとする。

- 1 議員は、公職選挙法、政治資金規正法等の政治活動に関する諸規定を遵守するとともに、社会的批判を受ける行為や4に規定する企業の役員から寄附を受けるなど疑念をもたれる行為を行ってはならない。
- 2 議員は、報酬（金額が年間百万円以下のものを除く。）を得て、県から補助金等の交付を受けている公益団体又は業界団体の役員に就任してはならない。
- 3 議員は、県及び県が2分の1以上出資している団体等（以下「県等」という。）との建設工事の請負、製造、業務委託、物品購入、賃貸借等の契約（以下「請負契約等」という。）の金額が総契約額の30パーセントを超える企業等の役員に就任してはならない。
- 4 議員は、当該議員の配偶者、親、子若しくは兄弟が代表権を持つ役員に就任している企業又は当該議員が過半数以上の株主であるなど実質的に経営していると認められる企

業について、県等との請負契約等の金額が総契約額の50パーセントを超えないようにしなければならない。

5 議員は、議員が役員に就任している企業及び4に規定する企業が県等と請負契約等をしている場合は、毎年度、その名称、議員との関係、県等との契約額の割合を議長に報告するものとする。

6 議員は、親族、秘書等が議員に代わって行う行為についても、第2の規定の趣旨に反することがないよう指導しなければならない。

第3 議員の行為が要綱第3に規定する行為規範に違反するかどうかについて審査するため、議会に、石川県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

第4 審査会の組織及び運営は、次に定めるところによるものとする。

1 審査会の委員は、議会運営委員会の委員をあてる。なお、同委員会のオブザーバーは、審査会に参加し、意見を述べることができる。

2 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

3 審査会は、会長が招集する。

4 審査会は、議員定数の8分の1以上の議員から、審査又は再審査の請求があったとき、又は会長が必要と認めるときに審査を開始する。なお、審査される議事に直接の利害関係のある委員等は、その審査に参加することができない。

- 5 4の請求は、審査開始理由を明らかにした文書をもって行うものとする。
- 6 審査会の議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、議員辞職の勧告、議会における役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする措置を決定しようとするときは、出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要するものとする。
- 7 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、参考人の出席を求めることができるほか、審査の対象となった議員に対し、報告を求めることができる。
- 8 審査の対象となった議員は、審査会において又は別に文書をもって弁明することができる。
- 9 審査会は、非公開とし、審査の結果については、会長が、議長に報告するとともに、これを公表する。
- 10 会長は、審査の結果に基づき、審査の対象となった議員に対し、要綱に定めた措置を文書をもって通告する。
- 11 この規程に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、そのつど審査会に諮ることとする。

附 則

この規程は、要綱の施行の日（平成21年3月19日）から施行する。